

避けられたはずの死体検案 ～死亡診断書と死体検案書～

札幌市医師会
緑の街診療所

鈴木 研一

私は、在宅療養支援診療所を開設して20年間に数多くの在宅看取りを行ってきました。そして、警察署に隣接する立地に開業したご縁で、北海道警察検案嘱託医を仰せつかっております。

救急医療に携わっていた開業前の私は、救命救急センターに搬送され死亡確認をした患者さんの死体検案を度々行っていたので、警察からの死体検案医の委嘱依頼には特段の抵抗感を覚えることはありませんでした。

しかしながら、救命救急センターでの死体検案は、ほとんどが交通外傷や窒息・転倒などの外因による死亡（いわゆる異状死）、もしくは身元や搬入までの経過が明らかでない場合でしたが、警察の死体検案嘱託医として行う死体検案には、異状死のみならず、自宅ならびに高齢者住宅や介護施設等で突然の死を迎えた場合に、本来は死亡診断書を交付できるにもかかわらず、期せずして死体検案になった事案が散見されます。

こうした現状について、平成24年8月の『医師法第20条（無診察治療等の禁止）ただし書の適切な運用について』（厚生労働省医政局医事課長通知）は、従来、医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「医師が死亡診断書を書くことができない」または、「警察に届けなければならない」という誤解があつたことから発出されたものです。

この通知の要旨は、医師が死亡の際に立ち会つておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後あらためて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができるということです。患者さんの家族や介護に関わる方が、患者さんが死亡している状態に直面した時の驚愕や恐怖・不安、さらには医師法第20条ただし書の誤解によって必要のない救急要請や110番への通報で、期せずして死体検案を招くことは患者さんの尊厳を損ないかねません。在宅等での看取りのみならず、外来患者さんの予期せぬ自宅等での死亡の際には、医師が適切に死亡診断書を交付することで、望まれない死体検案を回避することができるのです。

超高齢社会を背景とした多死時代を迎えて、死生観の変遷やACPの取組みが奨励される昨今、患者さんの最期を担うかかりつけ医の役割は非常に大きいものです。

北海道整形外科勤務医会のお話

札幌市医師会
手稲渓仁会病院

大野 和則

「整形勤務医会って何？」「そんな会あった？」「聞いたことあるけどパッとしない会」というのが整形外科医の一般的認知度です。全道の整形組織には北海道整形災害外科学会の他に、北海道臨床整形外科医会と北海道整形外科勤務医会があります。前者は開業医、後者は勤務医主体の会です。いずれも全国組織があり、本勤務医会は1986年に発足、全国2番目の設立とのことです。

私は今でこそ勤務医会副会長をやっていますが、以前は私自身も積極的な関与はなく、勤務医会を意識したのは、7年前に当時の市立札幌病院の佐久間先生から「日本整形外科学会の北海道代議員枠10名あり、その中に勤務医会枠が2つあるからその代議員を引継いで欲しい」という話からです。その後、勤務医会の年1回の幹事会に参加しましたが、当時は事務局の本間先生（現桑園整形）が研修会、会報、会計等の業務のすべてを一人で取り仕切っており、なんともゆったりとした会でした。

この状況が変化したのは、4年前に北海道医療大学リハビリ教授の青木先生が勤務医会会長になられてからでした。青木先生は日整会理事会監事を2年間務められ、主に医療安全や働き方改革、男女参画等を主題にした研修会を数多く開催し勤務医会を活性化しました。同時に青木先生と私の協働で札医大系と北大系のバランスをとりながら幹事を増員し、副会長や事務局、会計などを原則2名体制にしました。さらに昨年1月の北整会で日本整形外科勤務医会会长（当時）の三上容司先生の講演を企画し「大学医師も全員勤務医」との話から、本年度からは道内3大学の整形教授に勤務医会顧問に就任してもらいました。

勤務医会が盛り上がらなかったのは、各病院の勤務医に共通の目的意識や横の連携が全くなく、またそれをまとめる組織もなかったことが一因だと思います。近年、デジタル化やグローバル化さらにコロナと世の中急速に変わり、働き方改革、男女参画、ハラスメント、コロナ対策等の勤務医共通の課題も議論される時代になりました。そこで今年は新しく「Googleメール連絡網」を道内の約16総合病院に勤務する勤務医会幹事間に作成し、アンケート等で前述の諸課題への対応を情報共有し、日常業務に役立てもらっています。

最後になりますが、本年度秋11月7日の勤務医会研修会には道医師会常任理事の藤井美穂先生に「医師の働き方改革と女性医師キャリアデザイン」と題した講演（YouTube視聴可）を予定しております。皆様、ぜひ参加または視聴をお願いいたします。